○関東地方整備局告示第二百四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
つくば市新井字小山ノ脇一三六番一から同市新牧田字新牧田一一番地先まで	前	二二・六〇～六二二・三三メートル	四・九九九キロメートル
	後	二二・六〇～六七五・二〇	四・九九九

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百六十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市高尾町二四九八番一から同市川口町三四五一番二まで	前	二二・四〇～二三二・九一メートル	九・〇三六キロメートル
	後	二二・四〇～一九六・八一	九・〇三六

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
つくば市柳橋字谷津一八番一から同市新牧田字新牧田一五番一まで	一〇・七〇～二八二・八四メートル	五・一八七キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年四月二十三日

○北陸地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	小松市蓮代寺町ケ一〇番一から同市蓮代寺町ケ四番まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二十二日

○中部地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小牧市大字村中字洞木二五一番六から同市大字間々字浦通五四番一まで	前	四〇・二七～五八・六二メートル	〇〇・〇一六キロメートル
	後	四〇・二五～四七・六七	〇〇・〇一六

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　四百二号	名古屋市天白区中平四丁目一四〇一番六から同市天白区高島一丁目一三一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
〃	名古屋市緑区有松二二五番から同市緑区有松南五〇一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十二年四月二十二日

○四国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十二日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号及び三百二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二三四五番一から同市津島町岩松甲二二九番まで	前	八・六〇～一八・七一メートル	五〇・六八キロメートル	
	後	一八・二三～六八・八八	〇・一九七	
宇和島市津島町岩松甲二二九番から同市津島町高田甲二一六三番一まで	前	八・六〇～一三・一四	五〇・六八五	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・六〇～一〇・一四	五〇・六八五	
	A	一三・一四～二五九・〇五	三・〇〇八	
	B・C	一〇・一四～二五九・〇五	三・四五二	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所